

訪問介護サービス利用料金表

1. 身体介護中心型

単位：円

サービス内容			算定項目				
			時間	介護度単位	自己負担額		
					1割	2割	3割
身 体	身体介護(1)	平常	20分未満		166	332	498
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	208	416	624
		深夜		深夜の場合(50%加算)	249	498	747
	身体介護(2)	平常	20分以上 30分未満		249	498	747
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	311	622	933
		深夜		深夜の場合(50%加算)	374	748	1,122
	身体介護(3)	平常	30分以上 1時間未満		395	790	1,185
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	494	988	1,481
		深夜		深夜の場合(50%加算)	593	1,186	1,779
	身体介護(4)	平常	1時間以上 1時間半未満		577	1,154	1,731
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	721	1,442	2,163
		深夜		深夜の場合(50%加算)	866	1,732	2,598
以下30分を増すごとに加算				83	166	249	
引き続き生活援助を行った場合20分から計算して25分増すごとに加算(3回の加算を限度とする)				66	132	198	

2. 生活援助中心型

単位：円

サービス内容			算定項目				
			時間	介護度単位	自己負担額		
					1割	2割	3割
生 活	生活援助(1)	平常	20分以上 45分未満		182	364	546
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	228	456	684
		深夜		深夜の場合(50%加算)	273	546	819
活	生活援助(2)	平常	45分以上		224	448	672
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	280	560	840
		深夜		深夜の場合(50%加算)	336	672	1,008

3. 加算料金

加算	加算内容	自己負担額 (負担割合別)	
特定事業所加算Ⅱ	特定の要件(サービス責任者の経験年数、介護福祉士の配置、職員への研修体制等)体制・人材要件を満たしている事業所としての加算(1回あたり)	所定単位数の 10%	
初期加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合(1月あたり)	1割	200円
		2割	400円
		3割	600円

緊急時訪問介護加算	甲又はご家族等からの要請を受け、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合（1回あたり）	1割	100円
		2割	200円
		3割	300円
生活機能向上連携加算	生活機能向上にかかる所定の訪問介護計画を策定した場合（1月あたり）	1割	100円
		2割	200円
		3割	300円

\*運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えている中山間地域等にサービスを提供する場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、介護給付費所定単位数の5パーセントを加算算定させていただきます。

\*介護職員処遇改善加算として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に13.7%を加算算定させていただきます。

\*介護職員等特定処遇改善加算として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に6.3%を加算させていただきます。

※ 所得により、社会福祉法人等における軽減制度が適用となります。（要申請）

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するための所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護及び介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%～※現在当事業所でのサービス提供はいたしていません。

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者によるサービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

介護予防訪問介護サービス利用料金表

1. 訪問型サービス（訪問介護相当）料金表（1月あたり）

単位：円

項目	利用回数	介護度の条件	自己負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービスⅠ	週1回	要支援1・2	1,172	2,344	3,516
訪問型サービスⅡ	週2回	要支援1・2	2,342	4,684	7,026
訪問型サービスⅢ	週2回程度を超える場合	要支援2に限る	3,715	7,430	11,145
※所得により、社会福祉法人軽減制度が適用となります。（要申請）					

2. 訪問型サービス（訪問介護相当）料金表（1日あたり）

単位：円

項目	利用回数	介護度の条件	自己負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービスⅣ	週1回	要支援1・2	267	534	801
訪問型サービスⅤ	週2回	要支援1・2	271	542	813
訪問型サービスⅥ	週2回程度を超える場合	要支援2に限る	286	572	858

※次の条件により利用1回ごとの出来高を適用します。

①状態が不安定で1ヶ月の利用が不明な場合。②暫定の場合。

③月途中からの開始の場合。④月途中でサービスが中止・停止する場合

(時間) 平常 8:00～18:00 夜間 18:00～22:00

早朝 6:00～8:00

深夜 22:00～6:00 ※（乙ではサービス提供していません）

2. 加算料金

加算	加算内容	自己負担額 (負担割合別)	
		1割	2割
初期加算	新規に訪問型サービス（訪問介護相当）計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合（1月あたり）	200円	400円
		600円	
生活機能向上連携加算	生活機能向上にかかる所定の訪問介護計画を策定した場合（1月あたり）	100円	200円
		300円	

\*乙が、運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えている中山間地域等にサービスを提供する場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、介護給付費所定単位数の5パーセントを加算算定させていただきます。

\*介護職員処遇改善加算として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に13.7%を加算算定させていただきます。

\*介護職員等特定処遇改善加算として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に6.3%を加算させていただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するための所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護及び介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25% ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%～※現在当事業所でのサービス提供はいたしておりません。

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者によるサービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、甲の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）  
・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合  
・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合